

逗子市障がい者グループホームの家賃助成に関する要綱

平成27年4月1日

逗子市要綱

改正 平成29年4月1日

令和4年12月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）に入居する障がい者の自立生活を促進するため、グループホームの家賃の一部を助成すること（以下「家賃助成」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により家賃助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、逗子市が援護を実施する者で、市内及び市外のグループホームに入居する者とする。

(助成の範囲)

第3条 助成の範囲は、対象者が負担すべきグループホームの家賃（食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。）とする。

(助成額)

第4条 助成する額は、次に掲げるとおりとし、当該各号に定める基準への該当については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条の規定を適用する。

- (1) 市町村民税課税世帯対象者 対象者の家賃月額（月の途中に入居し、又は退居した場合にあっては、当該対象者が負担すべき当該月の家賃相当額。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、20,000円を限度とする。）に家賃を支払った月数を乗じて得た額
- (2) 市町村民税非課税世帯対象者及び生活保護受給者 対象者の家賃月額（月の途中に入居し、又は退居した場合にあっては、当該対象者が負担すべき当該月の家賃相当額とする。）に法の助成額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、15,000円を限度

とする。)に家賃を支払った月数を乗じて得た額。ただし、対象者が生活保護受給者であって、当該対象者が負担すべき月額家賃が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助限度額を超えるときは、当該対象者が負担すべき月額家賃から同法による住宅扶助費を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、15,000円を限度とする。）に家賃を支払った月数を乗じて得た額

（平成29年4月1日・一部改正）

（助成金の申請）

第5条 助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、逗子市障がい者グループホーム家賃助成金支給申請書（第1号様式）にグループホームの入居に係る重要事項説明書（重要事項説明書により申請者の契約した家賃額が確認できない場合は、重要事項説明書に加え、利用契約書等家賃の金額が確認できる書類）を添えて、毎年4月末までに市長に提出するものとする。ただし、新たに助成金の支給を受けようとする者については、入居の日の属する月の末日までに提出するものとする。

（助成金の支給決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、逗子市障がい者グループホーム家賃助成金支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成期間）

第7条 助成期間は、入居の日の属する月から当該年度の3月まで又は助成すべき事由の消滅した日の属する月までとする。

（支給決定内容の変更）

第8条 第6条の規定による支給決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、第5条の申請内容に変更があったときは、速やかに逗子市障がい者グループホーム家賃助成金支給変更申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（助成金の支給変更決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、変更の可否を決定し、逗子市障がい者グループホーム家賃助成金支給変更決定通知書（第4号様式。以下「変更決定通知書」という。）により受給者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の第4条各号に定める基準への該当に影響を及ぼす事情の変更を認めるときは、申請者に対し、変更決定通知書により通知するものとする。

(助成金の支給)

第10条 助成金は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める支給月の末日までに支給する。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

区分	支給月
第1期（4月1日から6月30日まで）	7月
第2期（7月1日から9月30日まで）	10月
第3期（10月1日から12月31日まで）	1月
第4期（1月1日から3月31日まで）	4月

2 受給者の入居する施設の長は、障がい者グループホーム入居（退居）証明書（第5号様式。以下「証明書」という。）を前項に規定する支給月の10日までに市長に提出するものとする。

3 受給者の退居等により助成金の支給事由が消滅したときは、証明書の提出により市長にその報告があったものとみなす。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金を支給された者が偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けたと認めるときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月5日）

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

逗子市障がい者グループホーム家賃助成金支給申請書

年 月 日

逗子市長

申請者

住所

氏名

電話番号

次のとおり申請します。

支給要件の確認に当たり、 年度の所得状況の確認に同意します。

グループホーム の 名 称	
月 額 家 賃	円 ※食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。
振 込 先	
添 付 書 類	グループホームの入居に係る重要事項説明書の写し ※重要事項説明書で申請者の家賃の契約額が確認できない場合は、 入所しているグループホームが発行した利用契約書等の月額家賃 の金額を証明する書類も添付してください。

逗子市障がい者グループホーム家賃助成金
支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

逗子市長



次のとおり決定します。

1 支給します

グループホーム の 名 称	
助 成 額	月 額 円

2 支給しません

理 由	
-----	--

逗子市障がい者グループホーム家賃助成金支給変更申請書

年 月 日

逗子市長

申請者
住所
氏名
電話番号

次のとおり変更が生じたため申請します。

	変更後	変更前
グループホーム の名称		
月額家賃	円 ※食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。	円 ※食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。
振込先		
添付書類	<input type="checkbox"/> グループホームの入居に係る重要事項説明書 <input type="checkbox"/> 月額家賃の金額が確認できる書類	
変更年月日	年 月 日	

第4号様式（第9条関係）

逗子市障がい者グループホーム家賃助成金
支給変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

逗子市長



次のとおり変更決定します。

グループホーム の 名 称	
助 成 額	月 額 円
変 更 理 由	
変更開始年月日	年 月 日

